

覚醒剤原料保管場所廃止届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 12 第 1 項第 2 号の規定により届け出た覚醒剤原料保管場所を廃止したので届け出ます。

年 月 日

住所

氏 名

山梨県知事 殿

指定の種類、番号及び年月日	
業務所の所在地及び名称	
廃止した覚醒剤原料保管場所	
廃止の事由及びその事由の発生日	

(備考)

- 1 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。